

指定校変更の審査に係る処理基準

(趣旨)

第1条 この基準は、豊島区教育委員会（以下「教育委員会」という。）における学校教育
施行令（昭和28年政令第340号）第6条に基づく指定校変更の審査について、
必要な許可基準および事務処理手続きを定める。

(申請手続)

第2条 保護者は、教育委員会に指定校変更の申請を行うことができる。

2 前項の申請を行おうとする保護者（以下「申請者」という。）は、指定校変更申請
に別表1に定める許可基準に応じて必要書類等の欄に掲げる書類を添付し、教育委
員会に提出しなければならない。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、別表1に定める許可基準により審
査を行い、指定校変更の申請を許可することができる。

(照会等)

第4条 教育委員会は、前条の規定により指定校変更を許可する場合には、関係学校長
およびその関係者に意見照会または、事実関係の照会を行うことができる。

(通知)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による審査の結果について、指定校変更通知書に
より、学校長に通知する。

(許可の取消し)

第6条 教育委員会は、申請者がつぎの各号に該当する場合は、指定校変更の許可を取消
することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により指定校変更の許可を受けたとき。

(2) 指定校変更の許可に付した条件に違反したとき。